

第1章 基本事項

1 背景

(1) 価値観の変化

<地球環境問題と森林>

地球環境問題への意識の高まりの中、森林は国土保全、水源かん養、保健・文化・教育的な場などの機能（多面的機能^{*1}）に加え、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素を吸収・貯蔵する機能^{*2}が大きく注目され、京都議定書では、国別に温室効果ガス削減目標が定められ、日本は1990年比で6%の削減義務を負った。この日本の6%の削減目標のうち3.8%を森林吸収で担うことが認められ、1990年以降の植林・再植林・森林減少による吸収量を「排出削減」とみなすこととなり、森林の役割がにわかには注目されるようになった。

<持続可能な社会>

現代の世代が、将来の世代の利益や要求を充足する能力を損なわない範囲内で環境を利用し、持続可能な開発が行われ持続可能性を持った社会を築いていこうという考え方^{*3}が提唱されたことで、森林にも持続可能な森林経営という考え方が生まれた。

<森林に対するニーズの多様化>

地球の温暖化防止及び近年の集中豪雨など異常気象により、森林に対して大きな期待が寄せられている。内閣府の世論調査によると、「地球温暖化防止」（54%）、「災害防止」（49%）、「木材を生産する働き」（15%）などとなっている。

(2) 林業の状況

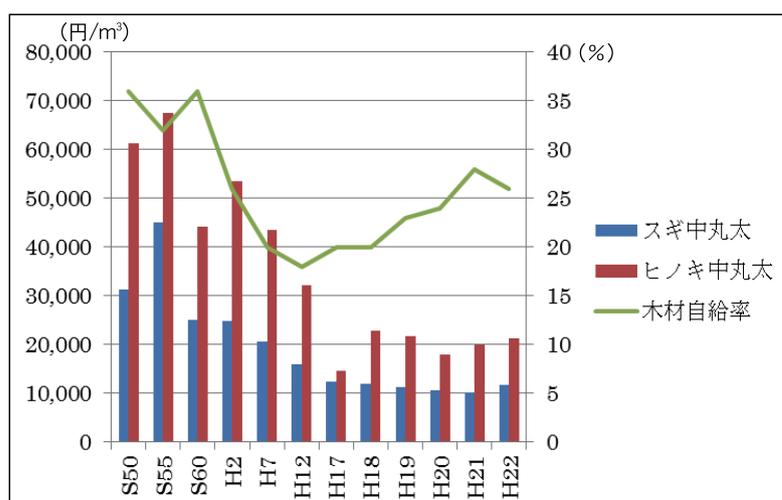
<国民経済に占める位置>

林業については、GDPの0.1%（2004年）で1980年の0.3%から低下した。

<木材価格と木材自給率>

兵庫県の木材価格は、昭和55年をピークに下がり続け、スギ・ヒノキの価格は、その当時の約3割の水準である。

木材自給率については、昭和39年に木材の輸入規制が全廃されて以来、北米や東南アジアなどから輸入される外材の利用が大幅に増えた。現在、国内で利用されている木材のうちスギやヒノキなどの国産材が占める割合は20%程度となっている。



<減少・高齢化する林業就業者>

林業就業者は昭和50年には18万人程度いたが、平成17年には5万人程度にまで減少し、65歳以上の高齢化率は26%まで上昇している。

(3) 森林の状況

<燃料革命と拡大造林>

昭和30年前後の燃料革命（家庭燃料が薪炭から石油系燃料に急速に変化）により薪炭生産は急速に崩壊したが、広葉樹をパルプ原料として利用する技術を開発したことや、高度経済成長下において木材需要は年ごとに増大を続け、木材価格も好調に推移したことから、広葉樹をスギ、ヒノキなど針葉樹に樹種転換する拡大造林が積極的に行われた。



<管理不十分な森林の増加>

木材価格の低迷と林業労働者数の減少及び森林境界が分からなくなっていることなどから森林所有者の林業への意欲や関心が急速に減退し、特に上述した拡大造林による人工林の管理が不十分となっている。



(4) 山村の状況

<山村と森林と林業>

社会が成熟し人口減少と高齢化、それに伴う山村の過疎化が進行し限界集落^{*4}と言われる地域が増えつつある。その多くは森林をかかえているが、林業労働者の減少や木材価格の低迷から林業が停滞している地域である。

行き止まりの集落や県道・市道が1路線しかない集落では、自然災害により県道や市道が通行できなくなった場合、孤立集落になる可能性があることから、これを防ぐため及び生活道を補完するための林道の整備が求められている。

(5) 施策の動き

<市町村合併>

姫路市は、平成18年3月に隣接する家島町、夢前町、香寺町及び安富町との合併により市域の57%にあたる30,685haの広大な「森林」と「市街地」を併せ持つ新しい都市となり、森林が持つ木材生産、水源のかん養など多面的な機能が大きく充実した。

<森林法と森林林業基本法>

森林法は、平成11年に森林の有する多面的機能の発揮に対する国民の要請の高度化・多様化に応えるため、森林の有する公益的機能を重視し、市町村が地域の実情に即したきめ細かな森林整備を推進することを目的としている。

森林・林業基本法は、平成13年に旧法である林業基本法の林業一辺倒から森林の有する多面的機能の持続的発揮と林業の健全な発展の2本柱に改正された。

<森林・林業再生プラン>

平成21年8月の政権交代に伴い、農林水産省は平成21年12月に「森林・林業再生プラン」を策定・公表し、路網整備と施業の集約化により切捨間伐から搬出間伐へ政策が転換された。

<市町村の役割と市町村への期待>

地方分権の流れにより平成11年から、地域にもっとも密着した市町村が住民のニーズや森林所有者の意向、森林の現況等を踏まえて、市町村森林整備計画を樹立し、森林整備を推進している。平成23年4月の森林法の一部改正により市町村森林整備計画をマスタープランと位置づけることとなった。

※1 多面的機能



水源かん養機能：洪水緩和、水資源貯留、水量調節、水質浄化

土砂災害防止、土壌保全機能：表面侵食防止、表層崩壊防止、防風

快適環境形成機能：気候緩和、大気浄化、騒音防止

生物多様性保全：生物種保存、生態系保全

地球環境保全機能：地球温暖化の緩和、気候の安定

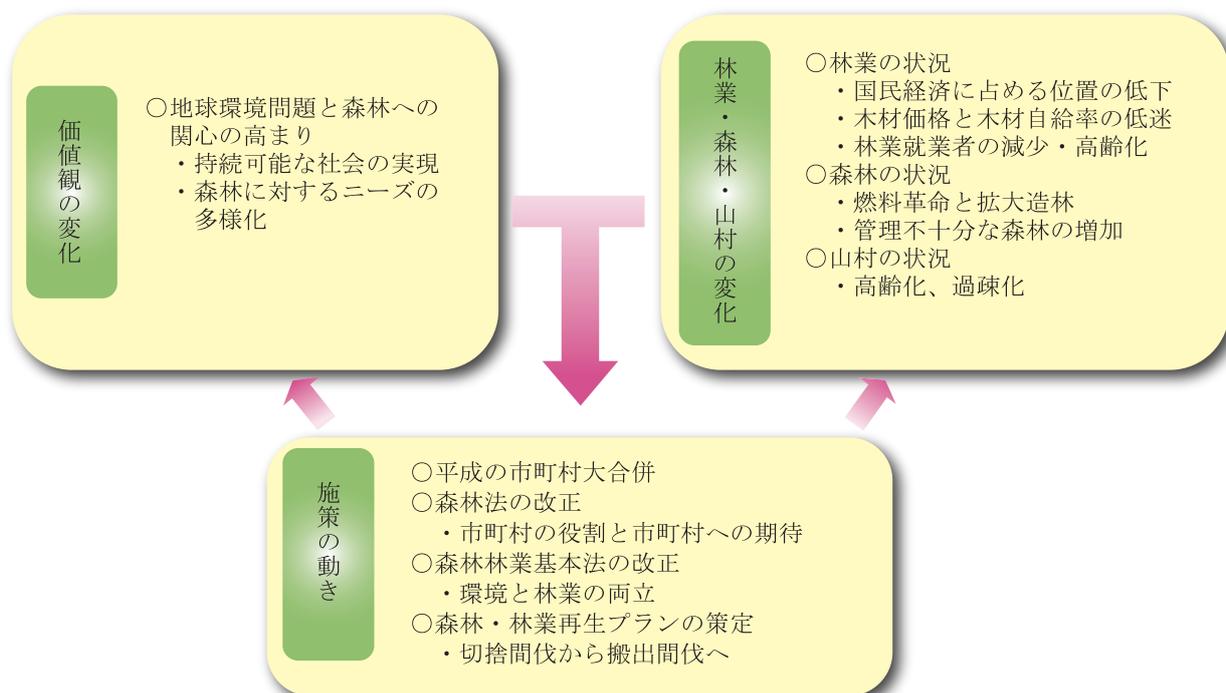
文化機能：景観、風致、地域性維持、芸術、宗教、祭礼

保健・レクリエーション機能：療養、保養、行楽、スポーツ

物質生産機能：木材、きのこ、山菜などの生産

- ※2 森林によるCO₂の吸収量は、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の国際的なガイドラインに即した算出式に基づき行う。なお、いわゆる排出権取引の対象となる森林は、植林、下刈り、枝打ち、間伐等により持続可能な森林経営が行われていると認められる森林である。また、1997年（平成9年）京都議定書が採択され、わが国は国内排出量の6%削減を約束した。
- ※3 1992年、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロ市で開催された地球サミットで採択された21世紀に向け持続可能な開発を実現するために実行すべき行動計画、アジェンダ21（Agenda 21）が採択された。
- ※4 長野大学教授（高知大学名誉教授）である大野晃が、高知大学人文学部教授時代の1991年（平成3年）に最初に提唱した概念であり、過疎化などで人口の50%が65歳以上の高齢者になり、冠婚葬祭など社会的共同生活の維持が困難になった集落のことを指す。

＜姫路市ふるさと百年の森構想策定の背景＞



2 趣 旨

姫路市は、平成18年3月に1市4町により合併し、都市部から農山漁村部まで様々な地域を含むこととなった。人口は48万人から53万人、森林面積は9千haから3万haに増加した。このような状況を踏まえ、市民、市役所内部及び市議会から森林林業行政の充実・期待が寄せられている。

姫路市の森林は、人工林面積1万2千ha、天然林面積1万8千ha、竹林2百haとなり、これら森林を適正管理することで生活を支える豊かな水を育み、災害に強い森づくり、レクリエーション、景観、文化及び教育の場など非常に重要な役割を果たしている。

そこで、姫路市は、平成21年3月に環境と共生し、姫路市民の生命と暮らしを支え、あたたかくふれあえる元気な農林水産業の実現を目指し、「姫路市農林水産振興ビジョン」を策定した。姫路市ふるさと百年の森構想は、同ビジョンの基本理念を具現化することに加えて、長期的な視点に立った森林・林業のあるべき姿や、その実現のための具体的な視点を盛り込んだものとする。

3 役 割

森林を遠望すると緑に覆われているので荒れているとは理解しにくい。かつては、薪炭の採取等で森林が生活に密着し、適度に伐採することで森林の管理も兼ねていたことなどで、本来の森林への関わりが理解されていたが、今では生活と森林との関わりが希薄になってきたことで森林についての理解が不十分なことから、市役所内及び市民に森林自体及び森林への関わり方が理解できるものとする。

4 名称

森林の適正管理には、すべて市民の力を結集させることが重要であること及び森林を前世代、現世代、そして次世代へ、百年で3世代が関わり次代へ引き継いで行くという願いに加えて、継続した長い取り組みが必要となるので「姫路市ふるさと百年の森構想」とする。



5 位置づけ

＜森林・林業再生プラン＞

農林水産省は平成21年12月に「森林・林業再生プラン」を策定・公表した。「森林・林業再生プラン」は、「森林の有する多面的機能の持続的発揮」、「林業・木材産業の地域資源活用型産業への再生」、「木材利用・エネルギー利用拡大による森林・林業の低炭素社会への貢献」という3つの基本理念の下に、10年後の木材自給率50%以上を目指すべき姿として掲げており、具体的には切捨間伐から搬出間伐へ政策転換した。

＜森林計画制度との関係＞

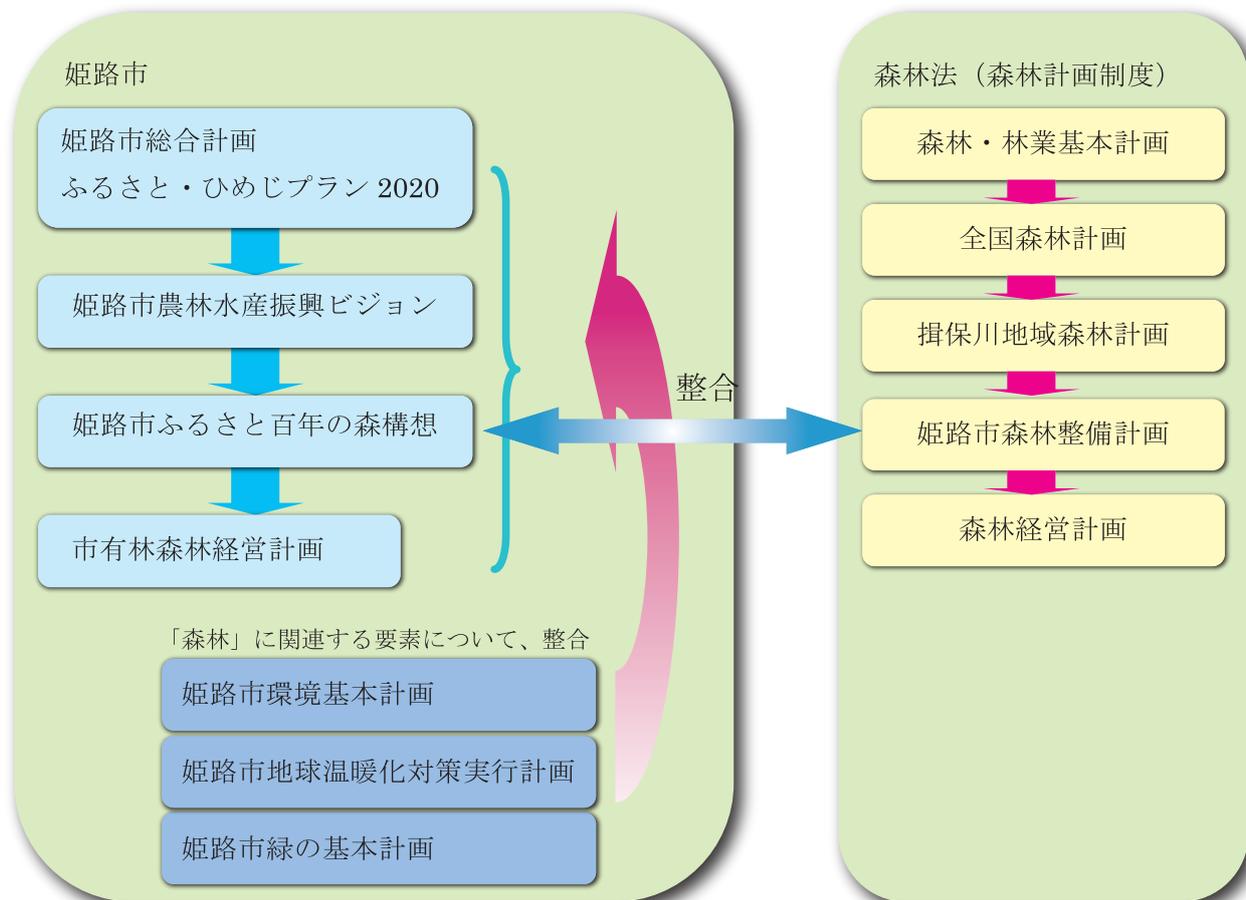
「森林・林業再生プラン」を踏まえ、国において策定された「森林・林業基本計画」の基本的な考え方のもとに、「全国森林計画」及び、「地域森林計画」が樹立され、これら計画に基づき、「姫路市森林整備計画」を樹立するが、この計画と「姫路市ふるさと百年の森構想」の整合を図る。



<姫路市の関連計画との関係>

「姫路市ふるさと百年の森構想」は、中長期的な視点に立った森林・林業のあるべき姿や森林整備の具体的な方法や基準などを明らかにした森林・林業のマスタープランであるとともに、姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン 2020」の部門別計画として位置づけられた姫路市農林水産振興ビジョンを具現化するための実施方針である。

また、「姫路市環境基本計画」、「姫路市緑の基本計画」などの本市の関連計画の中に含まれる「森林」に関連する要素については、本構想に反映し、整合を図る。



6 期間

継続性のある一貫した方針に基づく、百年後の姫路市の森林・林業のあるべき姿を想定し構想を策定することから終期は定めない。

なお、森林・林業を巡る情勢の変化並びに施策の効果の全般にわたる評価を踏まえ、必要に応じて見直し変更を行う。

7 対象森林

国有林、民有林とも連携を図る必要があることから、市域全域の森林を対象とする。